

国連による武器禁輸措置の実施について： 冷戦終結後の非国際的武力紛争の事例を中心に

掛江 朋子

1. はじめに

武器禁輸措置は、国連集団安全保障制度のなかで最も頻繁に実施されてきた措置の一つである。理論上、同措置は対象となる紛争地の武器供給量を減少することで武力紛争の早期終結に寄与するはずである。また、武器取引の禁止である以上、一般市民に与える副次的損害は包括的な経済制裁に比べて小さいと考えられる。したがって、国際の平和と安定を維持するために実施される集団安全保障措置の重要な一形態とみなされ、頻繁に実施されてきたわけである。しかし、実際には、以下で示すように、武器禁輸措置の実効性に対する評価は極めて低く、また、その弊害も指摘されている。とりわけ非国際的武力紛争に対する武器禁輸措置は、不適切 (irrelevance) であるか悪害をもたらすもの (malevolence) でしかないとの評価もある¹⁾。なぜこのような評価が下されているのか。直観的な有用性が実現されない原因はどこにあるのだろうか。

武器禁輸措置については、その実施頻度の多さにも拘らず、先行研究が非常

1) Dominic Tierney, "Irrelevant or malevolent? UN arms embargoes in civil wars," *Review of International Studies*, vol. 31, no. 4 (2005) p. 661.

に少ない²⁾。制裁一般に関する研究は数多存在するものの、武器禁輸措置の特殊性に焦点を当てたものは、国内にはほとんど存在しない³⁾。そこで本稿は、国連集団安全保障制度の下の武器禁輸措置に関する制度枠組みの研究の第一歩として、これまでに国連の下で実施された武器禁輸措置のうち、非国際的武力紛争を対象とするものにつき、事実関係を概観し、整理することとしたい。以下では、まず、武器禁輸措置が非国際的武力紛争に対して頻繁に実施されるようになった背景を説明し、冷戦終結後の非国際的武力紛争に対する武器禁輸措置の実行例を概観した後、武器禁輸措置の問題点を指摘する。

2. 武器禁輸措置実施の増加の背景

ストックホルム国際平和研究所 (Stockholm International Peace Research Institute: SIPRI) のデータによると、武器禁輸措置がこれまで国連の下で実施された件数は、強制的なものが24件、非強制的なものが4件で、計28件のほる⁴⁾。冷戦終結後、安保理が機能麻痺から回復して以来、軍事的措置・

2) 武器禁輸措置に関する主な先行文献は、以下のとおり。Damien Fruchart, Paul Holtom and Siemon T. Wezeman, *United Nations Arms Embargoes: Their Impact on Arms Flows and Target Behavior* (Stockholm International Peace Research Institute and Uppsala University, 2007); Tierney, *ibid.*; Carina Staibano, "Trends in UN Sanctions: from ad hoc practice to institutional capacity building," in P. Wallenstein and C. Staibano eds. *International Sanctions: Between Words and Wars in the Global System* (Franck CASS, 2005) pp. 31-54; Guy Lamb, "Beyond 'shadow-boxing' and 'lip service': the enforcement of arms embargoes in Africa," *Institute for Security Studies Papers*, Issue 135 (2007) pp. 1-15; Richard K. Betts, "The Delusion of Impartial Intervention," *Foreign Affairs*, vol. 73, no. 6 (1994) pp. 20-33.

3) 数少ない例として、佐藤まき子「人道的介入手段としての制裁に関する一考察 - ソマリア・リベリア・ルワンダへの武器禁輸にみるその現実と展望」『名古屋芸術大学研究紀要』第29巻（2008年）175-188頁。

4) Stockholm International Peace Research Institute, *Arms Embargoes Database*, at <http://www.sipri.org/research/armaments/transfers/controlling/research/armaments/transfers/databases/embargoes> (as of 2014. 11. 13).

国連による武器禁輸措置の実施について：冷戦終結後の非国際的武力紛争の事例を中心に

非軍事的措置共に積極的に実施され、措置の態様は多様化してきた。武器禁輸措置が積極的に実施されるようになったのも、冷戦終結後のことである。SIPRI のデータに基づき比較すると、冷戦終結前に行なわれたのは、強制的措置と非強制的措置合わせて計 3 回であり、25 件（20 ヶ国）が冷戦後に実施されている⁵⁾。さらに、冷戦後に実施された 25 件の武器禁輸措置の対象事案の内訳をみると、国家間紛争に対するものが 6 件⁶⁾、核開発関連が 2 件⁷⁾、テロ対策が 3 件⁸⁾、民選政府に対するクーデターへの対応が 1 件⁹⁾、非国際的武力紛争つまり内戦に対する措置が 13 件¹⁰⁾ と、いわゆる内戦に対する措置が最も多い。

2.1. 安保理の機能回復と脅威概念の拡大

冷戦後に武器禁輸措置の実施が増えた要因として、安保理の活発化が挙げられる。国連安保理は、冷戦終結によって機能麻痺状態から回復し、積極的に行動するようになった。実際、安保理が扱う件数は増加しており、採択された決議数では、国連発足から冷戦終結までの 43 年間で 646 であるのに対し、冷戦終結から 10 年間で 638、また、2014 年 11 月現在までの 25 年間では実に 1535

5) 冷戦前の 3 件は、南ア（2 件）、南ローデシアである。SIPRI のデータベースには、パレスチナ紛争（1948）やコンゴ内戦（1961）に対する措置が含められていない。

6) 湾岸戦争時のイラク（1990-）、エリトリア・エチオピア紛争 4 件（1999-）、レバノン（対イスラエル紛争）（2006-）。

7) イラン（2006-）、北朝鮮（2006-）。

8) アフガニスタン 2 件（2000-）、リビア（1992-2003）。

9) ハイチ（1993-1994）。

10) アンゴラ（UNITA）（1993-2002）、中央アフリカ共和国（2013-）、コートジボワール（2004-）、コンゴ民主共和国（DRC）（2003-）、リベリア（1992-）、リビア（2011-）、ルワンダ（1994-2008）、シエラレオネ（1997-2010）、ソマリア（1992-）、スーダン（2004-）、ユーゴスラビア（1991-1996 年、1998-2001）、ナゴルノ＝カラバフ（1993-2002）。

の安保理決議が採択されている¹¹⁾。

冷戦終結の影響は、安保理が採択する決議数の増加のみならず、決議の対象となる「平和に対する脅威」の質的変容および対応策の多様化にもみられる。冷戦前にも、南アフリカのアパルトヘイト政策のような国内政策が問われた事例があるものの¹²⁾、冷戦によって東西が対立した時期には、国内問題に国際的な介入がなされることは極めて稀であった¹³⁾。ところが、1990 年代以来には、安保理が扱う問題は非国際的武力紛争が中心となった。このことは、安保理決議 794 が「ソマリアでの紛争に起因し、人道的支援供給に対する障害によってさらに悪化した人間の悲劇の規模は、国際の平和と安全に対する脅威を構成する」¹⁴⁾ とし、決議 929 が「ルワンダにおける人道危機の規模が地域の平和と安全の脅威を構成すること」¹⁵⁾ を認定、決議 1132 は、シエラレオネで継続する暴力及び人命損失を懸念し、同国の事態が平和に対する脅威であると認定¹⁶⁾ している例からも顕著である。この傾向は、武器禁輸措置を含む非軍事的措置の実施にも当てはまるのであり、冷戦以降の武器禁輸措置実施の対象は、そのほとんどが非国際的武力紛争であったことは先述のとおりである。

2.2. スマート・サンクションへの移行

武器禁輸措置の実施の多さには、国連での制裁が包括的経済制裁からスマート・サンクションに移行したことも影響している。

11) The United Nations, "Resolutions adopted by the Security Council in 2014," at <http://www.un.org/en/sc/documents/resolutions/2014.shtml> (as of 10 Oct 2014).

12) UN Doc. S/RES/418 (1977).

13) 拙著『武力不行使原則の射程—人道目的の武力行使の観点から』(国際書院、2011 年) 35-38 頁。

14) UN Doc. S/RES/794 (1992).

15) UN Doc. S/RES/929 (1994).

16) UN Doc. S/RES/1132 (1997).

1990年代初頭、イラクやユーゴスラヴィアに対する制裁は、包括的経済制裁というかたちがとられていた。包括的経済制裁は、医薬品等の一部例外を除き、制裁対象国のすべての経済関係を封鎖することによって、同国の政治指導者が行動を変化させることを狙うものである。しかし、このような広範な経済制裁は、市民生活に深刻な悪影響を与えることから問題視されるようになった。ガリ国連事務総長（当時）は、『平和への課題：補遺』において、制裁の目的は、国際平和に対し脅威をもたらす主体に行動を変更させることであり、処罰や懲罰ではないことを強調するとともに、制裁の対象国にある脆弱な人々が苦痛を負うことや、制裁が人道支援団体の活動を複雑化しうること、あるいは対象国の長期的な開発を阻害する可能性があるという問題を指摘している¹⁷⁾。

包括的経済制裁が制裁対象国の政治指導者に対して行動を変化させる効果を上げるには、政治的指導者が世論に影響を受けるような政治体制が前提になければならない¹⁸⁾。ところが、多くの内戦ではこの前提が成立しないため、包括的経済制裁の目的実現の可能性は疑問視される。同時に、経済的孤立状態は中産階級に大きな負担を与えることとなる。これは、市民社会の発現を阻害することを意味している。そのため、包括的経済制裁は、かえって経済制裁の対象である政権を強化することにもなりかねない¹⁹⁾。とりわけ、湾岸戦争時の対イラク包括的経済制裁がもたらした否定的な結果が明らかにされたことを受けて、国連における制裁政策は、国際的脅威への直接的関与者に限定して行なわれる「スマート・サンクション」へと変更されていった。武器禁輸措置も紛争当事者あるいは対象国政府への武器供給を断つものであることから、スマー

17) United Nations, "Supplement to Agenda for Peace: Position Paper of the Secretary-General on the Occasion of the Fifth Anniversary of the United Nations," UN Doc. A/50/60-S/1995/1.

18) Tierney, *supra* note 1, p. 647.

19) *Ibid.*, p. 648.

ト・サンクションの一つとして、さらに実施が拡大されたのである。

3. 武器禁輸措置の実行例

以上のような背景から武器禁輸措置は頻繁に実施されるようになったが、それでは実際の事例はどのように展開されたであろうか。以下では、冷戦後に非国際的武力紛争に対して行なわれた武器禁輸措置の事例をいくつか取り上げ概説する。

3.1. ユーゴスラヴィア

ユーゴスラヴィアを対象とした武器禁輸措置は、クロアチア及びボスニア・ヘルツェゴヴィナ (BH) の独立紛争に関する 1991 年とコソボ紛争に関する 1998 年の 2 回実施されている。

3.1.1. ユーゴスラヴィア I (1991 年)

まず 1 回目は、クロアチアで始まった紛争の悪化を防ぐ目的で、安保理が 1991 年 9 月、決議 713 によってユーゴスラヴィア全域への全面的 (general and complete) な武器禁輸措置を決定したものである²⁰⁾。クロアチアは、ユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国を構成する 6 共和国の一つであったが、同国の独立宣言後に、セルビア人勢力がユーゴスラヴィア連邦軍の支援を受け敵対行為を行ったことに端を発する。同年 12 月、安保理は決議 724 により制裁委員会を設置し、同委員会に対し、制裁の履行に関する情報収集と報告と共に、制裁措置の実効性強化のための助言を行う任務を与えた²¹⁾。

武器禁輸措置の実施にあたっては、EU と OSCE が大きな役割を果たしてい

20) UN Doc. S/RES/713 (1991) OP. 6.

21) UN Doc. S/RES/724 (1991) OP. 5 (b).

国連による武器禁輸措置の実施について：冷戦終結後の非国際的武力紛争の事例を中心に

る。これら2つの機関は、制裁の履行、監視及び強制のために制裁支援ミッション (Sanctions Assistance Missions: SAMs) プログラムを開始した²²⁾。SAMsは、ユーゴスラヴィアの近隣諸国であるハンガリー、ルーマニア、ブルガリア、マケドニア、クロアチア、ウクライナ及びアルバニアの7カ国に展開された。それぞれのSAMsは、OSCEメンバー国出身の代表の下にヨーロッパ、米国、カナダから各1名ずつの税関職員と、その他数人の職員から構成される。SAMは、ブリュッセルのSAMコミュニケーション・センター (SAM Communication Center: SAMCOMM) の違反の疑いに関する情報の報告を任務とし、SAMの報告内容はSAMCOMMを通じて関係各国に転送され、さらなる検証の対象となるというネットワークが構築された。またSAMCOMMは、ニューヨークの国連制裁委員会との間にもサテライト通信システムを開発した。さらには、アドリア海を往来する船舶について、1993年WEUとNATOがアドリア海タスクフォースを設置し、船舶の積荷と書類を検査する²³⁾こととされ、西欧諸国が全面的に協力するかたちで禁輸措置が実施されている。

さらに、クロアチアと同様に独立宣言後に内戦状態に陥ったBHの紛争に関しては、決議757によって、旧ユーゴスラビア社会主義連邦共和国から独立したユーゴスラヴィア連邦共和国 (セルビアおよびモンテネグロ: Federal Republic of Yugoslavia: FRY) に対し、医療品等一部を除くすべての商品の輸出入、送金、航空機乗り入れの禁止、外交関係の制限、スポーツ・文化交流の禁止を含む措置が決定され、適用期間は、決議752でなされたBHからの正規・不正規兵の撤退の要請²⁴⁾を充たす効果的措置がとられたと安保理が決定するまでとされた²⁵⁾。BHにおける人道援助物資の輸送支援や飛行禁止区域・安全

22) Staibano, *supra* note 2, pp. 38-39.

23) *Ibid.*

24) UN Doc. S/RES/752 (1992).

25) UN Doc. S/RES/757 (1992).

地域の監視は、国連保護軍 (United Nations Protection Force: UNPROFOR) がおこなった²⁶⁾。UNPROFOR は、クロアチアにおける国連指定地域の非武装化を確実にするために、決議742の下に設置されたPKOであるが、BHに活動を拡大している。

ユーゴスラヴィアでの1回目の武器禁輸措置は、その履行、監視に多様な国際機関が関与しており、他に類を見ないものになっている。その実効性について、Tierney は、セルビア、クロアチア、BHのうち前2国では実効性をもたなかったのに対して、BHでは高い実効性をもったと評価する。まず、セルビアについては、武器禁輸措置導入前から既に十分な武器を保持しており、武器禁輸措置対象国のソマリアやルワンダに輸出していたほどであるとされる²⁷⁾。次に、クロアチアは、東欧諸国から容易に武器が購入できたため、禁輸措置はほとんど意味をなさなかった。また、BHのセルビア系及びクロアチア系グループも、それぞれセルビア、クロアチアから武器の供給を得ていた。ところが、BHに対しては、同国の防衛能力を損なうほどに武器禁輸措置は実効性を持ったとされる²⁸⁾。例えば、ジェノサイド条約適用事件国際司法裁判所仮保全措置の再要請命令において、ローターバクト判事は、BHがセルビア人に十分応戦できず民族浄化政策の実施を阻止できなかったことの一因は、禁輸措置によってBHの武器や装備へのアクセスが著しく制限されたことにあるとし、この観点から、安保理決議が、無意識に事実上セルビアのジェノサイド行為に加担しており、ジェノサイド行為禁止という強行規範に反する旨の個別意見を提出している²⁹⁾。またBettsは、紛争当事者間に無差別で中立的な禁輸

26) UN Doc. S/RES/761 (1992) OP. 1.

27) Tierney, *supra* note 1, p. 658.

28) Staibano, *supra* note 2, p. 39.

29) *Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide, Provisional Measures, Order of 13 September 1993, I.C.J. Reports 1993*, Separate Opinion of Judge Lauterpacht, pp. 439-441.

国連による武器禁輸措置の実施について：冷戦終結後の非国際的武力紛争の事例を中心に

措置がもたらしたばかばかしさの例として、UNPROFOR の軍事司令官が BH に対し、もしサラエボ周辺の非武装地域に違反して武器を持ち込んだ場合にはボスニアにも攻撃すると脅したエピソードを紹介している³⁰⁾。実際には、BH は、クロアチアとの緩い同盟関係を通じて武器を入手したり、米国の暗黙の了解の下イラン、トルコ、サウジアラビアから武器を輸入していたと指摘するものもある³¹⁾。しかし、武器禁輸の一般的な評価としては、紛争および殺戮を早期に終結させることもなく、軍事的な膠着状態をもたらしたとの否定的なものが多い³²⁾。1996 年には、 Dayton 和平合意の署名、同合意に基づく BH での選挙に対する OSCE の承認の結果として、制裁は解除された³³⁾。

3.1.2. ユーゴスラヴィア II

ユーゴスラヴィアに対する 2 回目の武器禁輸措置は、コソボ紛争に関連して実施された。ミロシェビッチ大統領が、セルビア共和国のコソボ自治州における自治権を縮小したために、1998 年 2 月独立を求めるコソボアルバニア人のコソボ解放軍 (KLA) とセルビア警察軍との間に武力衝突が生じたことに始まる。安保理は、セルビア警察軍による市民への過度の武力行使を非難し、同年 3 月、決議 1160³⁴⁾ によってコソボを含む FRY に対する武器禁輸措置と制裁委員会の設置を決定し、事務総長に対しては、武器禁輸措置の履行監視のための包括的レジーム設置について勧告を要請した。これに対して事務総長は、既存の国連予算の範囲内では包括的レジームを設置することは不可能である旨返答

30) Richard K. Betts, *supra* note 2, p. 25.

31) Tierney, *supra* note 2, p. 658-659.

32) Betts, *supra* note 2, p. 25; Tierney, *supra* note 1, p. 658; Staibano, *supra* note 2, p. 39.

33) UN Doc. S/RES/1074 (1996) OP. 2.

34) UN Doc. S/RES/1160 (1998) OPs. 8-9& 15.

し³⁵⁾、武器禁輸措置の監視及び報告の任務を、マケドニアに展開していた国連予防展開軍 (United Nations Preventive Deployment Force: UNPREDEP) の任務を拡大することで対応した³⁶⁾。

コソボの事例は、国際社会が実効的な武器禁輸措置の実施のために必要な措置をとらなかった例の一つであると評価される³⁷⁾。また、Tierney は、セルビア軍の武器備蓄の規模は、武器供給を完全にアルバニアに依存していたコソボと比較すると非常に大きく、実際には武器禁輸措置は履行されなかったものの、仮に実効的に履行されていたならば弱者に不利に働いていたはずであり、ボスニアの二の舞になるところであったと述べる³⁸⁾。

ミロシェビッチ大統領の引退後の 2000 年 10 月、決議 1160 に記載された措置解除条件が満たされたとして、決議 1367 により制裁は解除された³⁹⁾。

3.2. リベリア

リベリアには 3 つの武器禁輸措置が実施されている。

3.2.1. リベリア I

リベリアでは、1980 年以來続いていたドウ政権に対し、チャールズ・テイラー率いるリベリア国民愛国戦線 (National Patriotic Front of Liberia: NPFL) が、1989 年にコートジボワールより侵攻したことから内戦が勃発した。リベリア国軍 (Armed Forces of Liberia: AFL)、NPFL、さらに、1990 年 NPFL か

35) UN Doc. S/1998/361 (1998) para. 6.

36) UN Doc. S/RES/1186 (1998) OP. 1.

37) David Cortright and George A. Lopez, *Sanctions and the search for Security: challenges to UN Action* (Rienner, 2002) p. 163.

38) Tierney, *supra* note 1, pp. 659-660.

39) UN Doc. S/RES/1367 (2001) PP. 2, OP. 1.

国連による武器禁輸措置の実施について：冷戦終結後の非国際的武力紛争の事例を中心に

ら分離独立したリベリア独立国民愛国戦線（Independent National Patriotic Front of Liberia: INPFL）他の間で戦闘が続き、1993年3月までに15万人の犠牲者が出たとされる⁴⁰⁾。1990年8月に西アフリカ諸国経済共同体（the Economic Community of West African States: ECOWAS）首脳会議は、平和維持軍としてECOWAS軍事監視グループ（the Military Observer Group of ECOWAS: ECOMOG）を設立し、停戦合意がないままに派遣した。

国連安保理は、1992年11月に決議788によって、リベリアの平和と安定を確立する目的で、ECOMOGを除くりベリア全土に対する全面的（general and complete）な武器禁輸措置を課した⁴¹⁾。しかし安保理は、次のリベリアIIで新たな武器禁輸措置が決定されるまで、履行監視等の禁輸措置を実施するための手当ては何らとらなかった。

3.2.2. リベリアII

リベリアに対する2つ目の武器禁輸措置は、下記3.6で紹介するシエラレオネ紛争との関連で決定されたものである。すなわち、シエラレオネに対する武器禁輸措置に違反したことを理由としてリベリアに武器禁輸措置を課したものであり、国連の実行で初めての「派生的制裁（secondary sanctions）」である⁴²⁾。具体的には、1997年、安保理は決議1132によりシエラレオネに対する武器禁輸を決定し⁴³⁾、決議1306によりその履行を監視する専門家パネルを設置した⁴⁴⁾。

40) Christine Gray, *International Law and the Use of Force, Fully Updated Second edition* (Oxford University Press, 2004) pp. 294-297; Sean D. Murphy, *Humanitarian intervention: The United Nations in an Evolving World Order* (University of Pennsylvania Press, 1996) pp. 146-165; 横田洋三編『国連による平和と安全の維持—解説と資料』（国際書院、2005年）272-274頁。

41) UN Doc. S/RES/788 (1992) OP. 8.

42) Staibano, *supra* note 2, p. 47.

43) UN Doc. S/RES/1132 (1997) OP. 8.

44) UN Doc. S/RES/1306 (2000) OP. 19.

この専門家パネルの報告において、リベリアの武器禁輸措置違反が報告され⁴⁵⁾、同報告を受けてリベリアに対する武器禁輸措置が、決議1343により決定されたものである⁴⁶⁾。決議1343は、上記3.1.1で紹介した決議788の終了を決定するとともに、リベリアに対して、シエラレオネの反政府勢力である革命統一戦線(RUF)メンバーの国外追放、RUFに対する財政的・軍事的支援の停止等を要請し、2ヶ月後にこれら要請が充たされていないと安保理が判断する場合には、すべての加盟国に対してリベリアへの武器・石油の供給、ダイヤモンドの取引、リベリア政府・軍高官の渡航軍事訓練の提供を禁止する。同決議はさらに、専門家パネルの設置を決定し、シエラレオネに関する決議1306の下の専門家パネルの専門知識を可能な限り活用することとした。リベリアはこの要請を充たさなかったために制裁は2001年5月に実施された。

2001年のパネル報告書によれば、リベリア政府は禁輸措置が導入された後も依然として反政府勢力を支援しており、また、武器禁輸については、偽造文書を用いてセルビアの武器商人と中国の材木会社を通じた違反を行っていた⁴⁷⁾。NGOのヒューマン・ライツ・ウォッチも、武器禁輸措置が驚くような失敗(a spectacular failure)であると評価している⁴⁸⁾。

3.2.3. リベリアⅢ

テイラー政権に対しては、2002年に反政府組織リベリア和解・民主連合(Liberian United for Reconciliation and Democracy: LURD)が結成され、本

45) UN Doc. S/2000/1195 (2000) OP. 9.

46) UN Doc. S/RES/1343 (2001) OP. 5.

47) UN Doc. S/2001/1015 (2001); UN Doc. S/2003/498 (2003).

48) Human Rights Watch, "Weapons Sanctions, Military Supplies, and Human Suffering: Illegal Arms Flows to Liberia and the June-July 2003 Shelling of Monrovia." *A Human Rights Watch Briefing Paper, November 3, 2003* (2003) p. 2, at http://www.hrw.org/sites/default/files/related_material/liberia_arms.pdf (as of 2014. 11. 20).

国連による武器禁輸措置の実施について：冷戦終結後の非国際的武力紛争の事例を中心に

格的な内戦に発展していく。また、2003年4月には、テイラー同国大統領と、これに反発する武装組織 LURD や、コートジボワールの支援を受けたリベリア民主連合 (Movement for Democracy in Liberia: MODEL) 等との間で戦闘が再開された⁴⁹⁾。上記リベリア II の武器禁輸措置は、2003年8月にこれらの紛争当事者間で包括的和平合意が署名された後に、決議 1521 で終了が決定される⁵⁰⁾。ただし、同決議は、1年間の武器・ダイヤモンド・木材の輸出入と渡航禁止を新たに決定し、専門家パネルの再設置を決定している。さらに決議 1532 によりチャールズ・テイラー個人と関係者に対する資産凍結を決定するとともに⁵¹⁾、2009年の決議 1903 により、武器禁輸の対象を非政府団体と個人に限定した⁵²⁾。リベリアへの制裁は更新を繰り返しており、2013年に採択された決議 2128 は 2014年12月までの期限での禁輸措置を設定している⁵³⁾。パネルは、2014年の中間報告書において、検証された特筆すべき武器禁輸違反は行なわれていないものの、国内に多くの武器が隠蔽されており、また反政府勢力の武装解除は進んでいない旨報告している⁵⁴⁾。専門家パネルの設置は 20 回に及び、約 30 の報告書が提出されており⁵⁵⁾、履行監視が継続的になされた

49) 酒井啓亘「第二次リベリア内戦における国連平和維持活動の展開：ECOMIL から UNMIL へ」『神戸法學雑誌』第 53 巻 4 号 (2004 年)、366 頁；山根 達郎「リベリアにおける平和構築と DDR」武内進一編『アフリカにおける紛争後の課題 調査研究報告書』(アジア経済研究所、2007 年) at http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Download/Report/pdf/2006_04_15_02.pdf, p. 77 (as of 2014. 11. 20).

50) UN Doc. S/RES/1521 (2003).

51) UN Doc. S/RES/1532 (2003).

52) UN Doc. S/RES/1903 (2009).

53) UN Doc. S/RES/2128 (2013).

54) UN Doc. S/2014/363 (2014).

55) The United Nations, "Security Council Committee established pursuant to resolution 1521 (2003) concerning Liberia," at www.un.org/sc/committees/1521/liberiaPOE.shtml (as of 2014. 11. 21).

稀な事例である。

3.3. ソマリア

ソマリアは、1991年1月まで21年間政権を維持したモハメド・シアド・バレが追放され、氏族争いをもととする内戦が発生し、同年11月首都モガディシオで戦闘が開始された。安保理は、1992年安保理決議733により第7章下にソマリアに対する全面的（general and complete）な武器禁輸措置を決定するとともに⁵⁶⁾、決議751によって制裁委員会を設置し、各国の履行状況に関する情報収集と安保理への報告、並びに委員会の見解と勧告の提出を要請した⁵⁷⁾。

ソマリアの制裁委員会には現地での監視メカニズムが存在しなかったため、ソマリアの隣国を中心に武器禁輸措置違反に関する情報提供を要請したのみであった⁵⁸⁾。しかし実際には、ソマリアの隣国自体が武器禁輸措置に違反して武器流通に関与していた⁵⁹⁾。

その後の2002年、武器禁輸措置違反の検証及び武器禁輸措置の実効性強化の方法に関する勧告を行うために、決議1407により半年の任期で専門家パネルが設置された⁶⁰⁾。2003年のパネル報告では、ジブチ、エチオピア、エリトリアが武器供給を行っている旨名指しで指摘した上で、武器禁輸措置はまったく実施されておらず、武器禁輸措置に規範的価値は無いと評価し、履行強化の必要性を訴えている⁶¹⁾。安保理は、この報告書の勧告に基づいた履行強化の

56) UN Doc. S/RES/733 (1993) OP. 5.

57) UN Doc. S/RES/751 (1993) OP. 5.

58) Staibano, *supra* note 2, p. 40.

59) *Ibid.*

60) UN Doc. S/RES/1407(2002) OP. 1.

61) UN Doc. S/2000/223 (2000) pp. 46-47.

国連による武器禁輸措置の実施について：冷戦終結後の非国際的武力紛争の事例を中心に

決定はせず、検証を続けるためにパネルを2度再設置したが、マンデートは検証のみに限定された⁶²⁾。2002年、安保理は決議1425により、武器禁輸措置の射程を明確化している。すなわち、武器調達のための資金提供や直接的・間接的な武器取引、軍事訓練や技術的助言も武器禁輸措置の対象に含まれるものとした⁶³⁾。

2006年には決議1725により、武器禁輸措置を部分的に解除した。同決議は政府間開発機構(Inter-Governmental Authority on Development: IGAD)とアフリカ連合(AU)加盟国に対し、2004年に成立した暫定連邦政府の保護のための介入と同政府軍の武装・訓練を授権するものであり、その範囲において武器禁輸措置の適用が排除された⁶⁴⁾。

2007年以降、武器禁輸措置の対象はさらに限定されていく。2007年の決議1744では、武器禁輸措置の対象が非政府主体に限定され⁶⁵⁾、2008年の決議1844では、対象主体を特定し、武器禁輸措置に違反したものであるいはソマリアでの人道支援を阻害したものとしている⁶⁶⁾。また、2009年には、エリトリアが対ソマリア武器禁輸措置違反を行なっていることから、エリトリアに対して、武器禁輸措置の発動が決定された⁶⁷⁾。

ソマリアに対しては、武器禁輸違反と同国沖の海賊問題との関連性が指摘されており、新たな局面で武器禁輸措置は継続している。

62) Staibano, *supra* note 2, p. 41.

63) UN Doc. S/RES/1425 (2002).

64) UN Doc. S/RES/1725 (2006).

65) UN Doc. S/RES/1744 (2007).

66) UN Doc. S/RES/1844 (2008).

67) UN Doc. S/RES/1907 (2009).

3.4. アンゴラ

アンゴラでは、ポルトガルからの独立に際して、民族解放団体の対立抗争が激化し内戦状態に陥った。そのうちアンゴラ解放人民運動（Movimento Popular de Libertação de Angola:MPLA）が1992年の選挙で勝利した。これに対しアンゴラ完全独立民族同盟（União Nacional para a Independência Total de Angola: UNITA）は、選挙の不正を主張し政府側に武力攻撃を開始したため、内戦が再燃した⁶⁸⁾。この事態を受けて安保理は、決議864によってUNITAに対する武器・石油禁輸措置を決定するとともに、制裁委員会を設置した⁶⁹⁾。UNITAは1994年にいったんルサカ議定書に署名したものの、同議定書上の義務を履行しなかったため⁷⁰⁾、1998年にはアンゴラ政府の認証がないダイヤモンドの取引禁止を含む制裁の強化がなされた⁷¹⁾。これは、ダイヤモンドの禁輸措置によってUNITAの資金源を絶つ試みであったが、違法なダイヤモンド取引は継続されたため、制裁委員会の中で明らかな不処罰への対策の必要性が認識されるようになった⁷²⁾。そこで、1999年の決議1295により専門家パネルが設置され⁷³⁾、その報告書において、違反国を特定している⁷⁴⁾。

専門家パネルの最終報告書は、武器とダイヤモンドの禁輸措置が、UNITAのダイヤモンド販売を困難にし、武器の入手費用を増加させたと評価しつつ、安保理と国際社会が関与し続けなければ、UNITAとその取引先が再び通常

68) 横田『前掲書』（注40）64頁。69) UN Doc. S/RES/864 (1993) OPs. 19, 22.

70) Anders Möllander, *UN Angola Sanctions –A Committee Success Revisited* (Uppsala University, 2009) p. 3.

71) UN Doc. S/RES/1173 (1999) OP. 12.

72) Möllander, *supra* note 66, p. 3.

73) UN Doc. S/RES/1295 (1999) OP. 3.

74) e.g. UN Doc. S/2000/203 (2000).

国連による武器禁輸措置の実施について：冷戦終結後の非国際的武力紛争の事例を中心に

の武器取引 (business as usual) に逆戻りするのは明らかであるとして、紛争が再開する懸念が指摘されている⁷⁵⁾。しかし一方で、1993年から停戦合意がなされる2002年までの9年間武器禁輸措置が課されていたにもかかわらず、2002年にUNITAリーダーの死に伴い措置が終了された際にも、UNITAの武器保有量は6-7万人の部隊に戦車、航空機も装備しており、戦争を継続するに十分な量であったとの記述も見られる⁷⁶⁾。

3.5. ルワンダ

ルワンダでは、1994年4月ルワンダ・ブルンジ両国大統領の飛行機墜落事故による死亡を契機として内戦が発生し、ルワンダ政府軍とフツ族民兵によるツチ族およびフツ族穏健派に対する大量虐殺が遂行され、約100日間で約80万人が殺害された。安保理は虐殺が始まって1ヶ月後の5月に安保理決議918によって武器禁輸措置を決定した⁷⁷⁾。しかし、措置の実施や監視についての明確な戦略は示されず、また各国が同措置を国内法に編入するまでに時間を要したために、同措置が実際に実施されるまでに16ヶ月を要したとされる⁷⁸⁾。

状況が変化したのは、1995年に決議1013⁷⁹⁾によって国際諮問委員会 (UN International Commission of Inquiry: UNICOI) が設置された時である。UNICOIは、安保理が制裁の履行を監視するために任命した最初の独立機関であり⁸⁰⁾、ルワンダを含む周辺諸国や禁輸措置違反が疑われる国に対し現地調査を行っている⁸¹⁾。UNICOIは、禁輸措置違反に関してルワンダ制裁委員

75) *Ibid.*, p. 53.

76) Tierney, *supra* note 2, pp. 650-651.

77) UN Doc. S/RES/918 (1994) OP. 13.

78) Staibano, *supra* note 2, p. 43.

79) UN Doc. S/RES/1013 (1995).

80) Staibano, *supra* note 2, p. 43.

81) UN Doc. S/1998/1096 (1998).

会に報告する任務が与えられ、6つの報告書が提出されたが、制裁委員会は報告結果に何ら対応しておらず、両者が積極的な協力関係になかったと評価されている⁸²⁾。制裁委員会は1998年の任期終了以降は更新されず、制裁が解除された2008年7月までの10年間に監視は行われなかった⁸³⁾。

3.6. シエラレオネ

シエラレオネの紛争は、1991年3月、シエラレオネ政府打倒を掲げる革命統一戦線（Revolutionary United Front: RUF）がリベリア領内からシエラレオネへ侵攻を開始したことに始まる⁸⁴⁾。RUFは、リベリアの反政府組織やブルキナファソ人傭兵の支援を受けながら、ダイヤモンドなどの鉱物資源に恵まれたシエラレオネ南部及び東部地域でゲリラ戦を展開した⁸⁵⁾。このRUFと政府側との紛争が終結する2002年までの間に、三度の軍事クーデターが発生し政権が五度交代している。国連が関与するきっかけとなったのは、1997年5月に発生した第三の軍事クーデターであり、選挙で選ばれたカパー政権を軍事革命評議会（Armed Forces Revolutionary Council: AFRC）が転覆させた事件である⁸⁶⁾。

82) Staibano, *supra* note 2, p.43.

83) *Ibid.*

84) シエラレオネの紛争に関しては、以下を参照。落合雄彦編『アフリカの紛争解決と平和構築—シエラレオネの経験—』（昭和堂、2011年）；落合雄彦「シエラレオネ紛争における一般市民への残虐な暴力の解剖学 - 国家、社会、精神性 -」『国家、暴力、政治—アジア・アフリカの紛争をめぐって—』（アジア経済研究所、2003年）337-370頁；六辻彰二「シエラレオネ内戦の経緯と課題 1991-2001」『アフリカ研究』第60巻（2002年）139-148頁。

85) 落合、「前掲論文」（注80）、339頁。

86) International Commission on Intervention and State Sovereignty (ICISS), *The Responsibility to Protect: Research, Bibliography, Background, Supplementary Volume to The Report of The International Commission on Intervention And State Sovereignty* (International Development Research Centre, 2001) p. 105.

国連による武器禁輸措置の実施について：冷戦終結後の非国際的武力紛争の事例を中心に

安保理は同年10月、決議1132において、シエラレオネに対する石油と武器の禁輸と制裁委員会の設置を決定するとともに、その履行を監視する任務を憲章第8章の下に西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）に授権している⁸⁷⁾。任務を実際に行なったのはECOWAS軍事監視グループ（ECOMOG）としてシエラレオネに駐留していたナイジェリア軍である⁸⁸⁾。翌年1998年には、武器禁輸措置の対象は緩和され、シエラレオネ政府がその対象から外された⁸⁹⁾。さらに、武器禁輸措置が決定されて実に3年後の2000年に、安保理は決議1306により、現地での履行監視と安保理への勧告のため専門家パネルを設置した⁹⁰⁾。

パネルは、武器禁とダイヤモンドの禁輸は繰り返し違反されており、なかでもリベリア大統領チャールズ・テイラーが主要な武器提供者としてRUFゲリラを支援している旨報告し、リベリアへの制裁を勧告した⁹¹⁾。安保理は、この勧告を受けて、リベリアに対し武器禁輸措置を講じることとした⁹²⁾。

リベリアの場合と異なり、シエラレオネに関してはパネルの任期が更新されることなく2000年12月に任務終了した。武器禁輸措置は2010年に終了されたが、2001年以降は専門家パネルが不在であった。

3.7. コンゴ民主共和国

旧ベルギー領コンゴ（1971年よりザイール）では、1996年にルワンダ内戦がザイール東部に飛び火し内戦状態に陥り、いったん終結したものの、1997

87) UN Doc. S/RES/1132 (1997) OP. 8.

88) ICISS, *supra* note 86, pp. 104-105.

89) UN Doc. S/RES/1171 (1998) OP. 2.

90) UN Doc. S/RES/1306 (2000) OP. 19.

91) UN Doc. S/2000/1195 (2000), OP. 9.

92) UN Doc. S/RES/1343 (2001) OP. 5.

年にクーデターによって誕生したカビラ政権（国名をコンゴ民主共和国(DRC)に変更)が翌年には分裂し、再び内戦が発生した⁹³⁾。この紛争には、多くのアフリカ諸国が関与しており、1999年7月ルサカ停戦協定には、DRCと反政府勢力のみならず、後者を支援したウガンダとルワンダと、前者を支援したアンゴラ、ジンバブエ、ナミビアが署名をおこなった⁹⁴⁾。さらに2000年11月、安保理は、決議1291によって、同協定の規定に従い設立された合同軍事委員会（Joint Military Commission: JMC）が国連コンゴ民主共和国ミッション（Mission de l'Organisation des Nations Unies en République démocratique du Congo; MONUC）を構成すると決定し、2001年2月にはMONUCの数あるマンデートの中に、包括的武装解除と特定勢力への武器等供給に関する停戦規定の履行監視を盛り込んだ⁹⁵⁾。その後2002年にはより包括的な武器禁輸措置実施のための合意が当事者間でなされ、2003年には、紛争は鎮静化に向かった⁹⁶⁾。

しかし、DRC 東部では反政府勢力による停戦協定違反や部族抗争による重大な人権侵害が続いたため、決議1484に基づき、EU 諸国の部隊が多国籍軍としてDRC 東部に展開し⁹⁷⁾、決議1493により同地域で活動する武装勢力に対する武器禁輸措置を決定した⁹⁸⁾。

さらに決議1533では制裁委員会を設置し、4名からなる専門家パネルを設

93) 酒井 啓亘「コンゴにおける国連平和維持活動(1): 国連コンゴ民主共和国ミッション(MONUC)の実践とその法的意義」『国際協力論集』第11巻2号(2003年)27-51頁; 横田洋三編『国連による平和と安全の維持—解説と資料—第2巻』(国際書院、2007年)194頁。

94) UN Doc. S/1999/815 (1999).

95) UN Doc. S/ RES /1291 (2000).

96) Lamb, *supra* note 2, p. 8.

97) UN Doc. S/ RES /1484 (2003)

98) UN Doc. S/ RES /1493 (2003).

国連による武器禁輸措置の実施について：冷戦終結後の非国際的武力紛争の事例を中心に置⁹⁹⁾、決議 1565 では、MONUC に武器禁輸措置の監視権限を与えている¹⁰⁰⁾。パネル報告書は、武器禁輸措置が十分に守られておらず、ウガンダ、ルワンダ及びブルンジが違反していることと名指しで批判している¹⁰¹⁾。

3.8. スーダン

スーダンに対しては、二度の制裁が課せられている。一度目は、1995 年のテロリストによるエジプトのムバラク大統領暗殺計画が発覚し、スーダンがその容疑者をエチオピアに引き渡すことを拒否した際である¹⁰²⁾ が、この時に武器禁輸措置は行われていない。武器禁輸措置は、2003 年から発生したダルフル紛争に際して実施されたものである。

ダルフル紛争は、2003 年 2 月にスーダン解放運動（軍）(Sudan Liberation Movement/Army: SLM/A) と正義と平等の運動 (Justice and Equality Movement: JEM) による政府施設への攻撃が始まり、これを受けて政府軍がダルフル地方に展開し、空爆を繰り返すようになったものである¹⁰³⁾。政府の支援を受けたアラブ系民兵 Janjaweed によるアフリカ系部族民間人への民族浄化が激化し、政府軍と Janjaweed による攻撃で 20 万人以上のダルフル市民が死亡、200 万人以上が避難民化したと推定される¹⁰⁴⁾。

安保理は、2004 年に決議 1556 を採択し、Janjaweed を含むダルフル地方

99) UN Doc. S/ RES /1533 (2004).

100) UN Doc. S/ RES /1565 (2004).

101) UN Doc. S/2004/551 (2004); UN Doc. S/2005/30 (2005).

102) 吉村祥子『国連非軍事的制裁の法的問題』（国際書院、2003 年）141 頁。

103) 篠田英朗「スーダンにおける『紛争後』平和構築——一つの『国家』、二つの『紛争』、多様な『課題』」—武内進一編『アフリカにおける紛争後の課題』調査研究報告書（アジア経済研究所、2007 年）114 頁、at http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Download/Report/pdf/2006_04_15_04.pdf (as of 2014. 11. 28).

104) International Crisis Group, Report by regions: Sudan, available at <http://www.crisisgroup.org/home/index.cfm?id=1230&l=1> (as of March 17, 2010).

の非政府団体等への武器と軍事訓練の供与を阻止するための必要な措置をとることを決定し¹⁰⁵⁾、翌年決議1591で制裁委員会と専門家パネルの設置を決定した¹⁰⁶⁾。制裁委員会は、履行の監視、履行強化のためのガイドラインの作成、安保理への報告等を任務とし、専門家パネルは、制裁委の履行監視の援助、アフリカ連合スーダンミッション（African Union Mission in Sudan: AMIS）との連携を任務とする。AMISは、スーダン政府とSLM/Aとの間の停戦合意履行のために派遣されものである。

専門家の報告書では、SLM/AとJEMは、エリトリア、チャド、リビアから武器供与を受けており、エリトリアは軍事訓練も行っていること、他方で、ジャンジャウィードを国家安全保障機関に組み込むことで、スーダン政府も間接的に武器禁輸措置に違反していることが指摘されている¹⁰⁷⁾。

3.9. その他の関連事例

ブルンジでは、1996年に選挙によって選ばれたツツ族主導の政府をツチ族が打倒し、ブヨヤが政権を握った。これに対し、中央アフリカ・東アフリカ諸国は、政治的解決のための交渉を促す目的で経済制裁と武器禁輸措置を行なった。しかし、中国、フランス、北朝鮮、ロシア、ルワンダ、タンザニア、ウガンダ、米国、ザイール（現コンゴ民主共和国）が武器を供与していたことが分かっている¹⁰⁸⁾。ブルンジに対しては、EUも安保理も武器禁輸措置を実施していない¹⁰⁹⁾。

105) UN Doc. S/ RES /1556 (2004) OPs. 7, 8.

106) UN Doc. S/ RES /1556 (2005) OP. 3.

107) UN Doc. S/2006/65 (2006) pp. 3-4.

108) Lamb, *supra* note 2, p. 6.

109) *Ibid.*

4. 武器禁輸措置の類型

Tierney は、1990年代の武器禁輸措置を通じて、政治的譲歩を導き出す効果はほとんど見られないと指摘している。また、他の措置の実施を円滑化させる効果があったかどうかに関しても、より強硬な軍事的介入等が行われる前に、国際的支援の醸成期間を成しているといった積極的な評価もされる一方で、むしろ、国際社会がより積極的な行動をとる意思がない場合に、何もしていないわけではないといういわゆるアリバイ作りになっているとの指摘もある¹¹⁰⁾。

これまで実施された非国際的武力紛争に対する制裁を概観すると、確かに専門家パネルの報告書では実効性欠如の指摘が繰り返されている。その一方で、徐々にではあるが改善が図られていることも分かる。以下では、各目的及び実施メカニズムに関して事例を類型化し、それぞれ問題点を指摘しつつ若干の考察を加える。

4.1. 対象

非国際的武力紛争に対する武器禁輸措置は、対象によって中立的 (impartial) なものと非中立的 (partial) なものとに分けられる。中立的武器禁輸措置とは、内戦地域全体に対して、すなわち、政府を含む紛争の全ての当事者に対して実施される場合をいい、武器供給量を削減することで全般的な暴力水準を低下させ、それによって人道状況の改善、早期の軍事的消耗、平和的解決のための交渉促進を目指すものであるとされる¹¹¹⁾。ユーゴスラビア (1991年、1998年)、ソマリア (1992年)、リベリア (1992年、2001年)、ルワンダ (1994年)、シエラレオネ (1997年) においてはこの中立的武器禁輸措置が実施された。中立的武器禁輸措置は一般に国際的武力紛争に対して実施されるが、非国際

110) Tierney, *supra* note 1, p. 656.

111) *Ibid.*, p. 649.

的武力紛争の場合にはクーデター等によって正統政府が存在しない事例に適用されることが多い。なぜなら、内戦の多くは政府と反政府組織との対立であることから、両者に中立的に措置を適用することへの抵抗が存在するからである。とりわけ、安保理での審議段階において、自国内に反政府勢力を抱える諸国は、反政府勢力をテロリスト集団とみなし、テロリスト集団の国際的承認に反対姿勢をとる傾向にある¹¹²⁾。他方で、既存政府が内戦の一当事者となる場合には、反政府勢力と比べて圧倒的な武器量を保有することが多く、そのため、中立的武器禁輸措置は、結果として政府側に有利に働くと考えられる¹¹³⁾。

これに対して、非中立的武器禁輸措置とは、内戦における特定グループへの武器供与を禁止するものである。その主な目的は、違法行為の実行を阻止すること及び政治的行動の変化を惹起することとされる¹¹⁴⁾。例えば、アンゴラのUNITA(1993年)、ルワンダ軍の残党と民兵(1995年)、シエラレオネのAFRCとRUF(1998年)を対象とした措置がその例である。

これまでの実行例をみると、当初は中立的な武器禁輸措置として発動されたものも、後に政府を禁輸措置の対象から外す非中立的な措置へと移行するものが多いことが分かる。また、ソマリアの事例にみられるように、武器禁輸措置の対象を限定し、特定主体のみに禁輸を行う傾向にあり、包括的な制裁から、付随的被害を少なくするためのより「スマート」な制裁へと移行していることがわかる。紛争が鎮火した場合に行なわれる非中立的措置は、国家建設の観点からも理に適っている。政府は本来国内の暴力を独占すべき存在であり、紛争終結後は、政府による武器取得を許容することで、治安維持能力を向上させ、自立した統治を行える環境作りが必要となる。ただし、アフリカの紛争が、ポ

112) *Ibid.*, p. 660.

113) *Ibid.*

114) *Ibid.*, pp. 647-648.

国連による武器禁輸措置の実施について：冷戦終結後の非国際的武力紛争の事例を中心に
ストコロニアル家産制国家の解体としての紛争¹¹⁵⁾であることを前提とすると、
非中立的な武器禁輸措置が紛争終結に寄与するかどうかは、いかにポストコロ
ニアル家産制国家としての性格を排除できるかという国家建設のあり方に依存
することになる。

4.2. 実施メカニズム

武器禁輸措置の実施メカニズムには、制裁委員会と専門家パネルがあり、場
合によって他の機関が履行監視を担う場合がある。制裁委員会は、リベリア I
を除き、ほぼすべての事例で設置されている。設置の時期について、かつては
措置の発動から多くの時間を要したが、新しい事例になるほど武器禁輸措置導
入と同時に安保理決議で設置を決定してきている。制裁委員会の制度改善には
多くの時間を要するが、その原因として、各制裁委員会の不連続性が一つの要
因にある。制裁委員会のメンバーは安保理メンバーと一致しており、非常任理
事国は 2 年毎に交代すること、また常任理事国を含めて制裁委員会を担当する
のは多くの場合各国代表部の若手外交官であり、数年で交代するために知識や
経験が蓄積・共有されないこと、さらに各制裁委員会での交渉はコンセンサス
を基本としており、多数決を基本とする安保理よりも決定に至ることが難しい
という点も特徴である¹¹⁶⁾。

専門家パネルについても、リベリアとユーゴスラヴィアという 1990 年代初
頭のリベリア I とユーゴスラヴィアの事例を除くほとんどの制裁において設置
されている。ただし、武器禁輸措置発動と専門家パネル設置との間に相当の時
間的空白があるものが多く、例えばソマリアは 10 年、アンゴラは 6 年という

115) 武内進一『現代アフリカの紛争と国家－ポストコロニアル家産制国家とルワンダ・ジェ
ノサイド』（明石書店、2009 年）。

116) Alex Vines, "Can UN Arms Embargoes in Africa Be Effective?," *International Affairs*, vol.
83, no. 6 (2007) p. 1110.

長い空白期間が存在する。非国際的武力紛争に対して武器禁輸措置が発動される場合、これまで予防的に措置が実施された例は一度もなく¹¹⁷⁾、すでに相当の殺戮が行われた事実が前提となっている。換言すれば、武器禁輸措置の発動時期はすでに多くの武器が紛争発生国に流入した後であると想定される。したがって、紛争の早期終結を目的とするならば、対象国への武器流入の監視は迅速に行われる必要がある。

専門家パネルの報告は、武器禁輸措置の違反者、密輸ルートの特定を行なうことから、その後の対応策を検討する上で非常に重要である。ルワンダでの 1996 年専門家パネル報告書は、武器禁輸措置を監視・実施するための実効的で積極的なメカニズムの欠如を指摘しており、またソマリアの専門家パネル 2003 年報告書では、武器禁輸措置はまったく履行されておらず規範的価値がない旨結論されており、専門家パネルの報告を実施メカニズム改善にいかにかかすかが課題である。他方で、例えば、リベリアやエリトリアでは、派生的制裁としての武器禁輸措置発動のきっかけとなっており、これらは、専門家パネルが有効に機能した事例といえよう。これらの実効性の違いにはどのような要因があるのかにつき、さらなる検討が必要である。

また、専門家パネルが設置されない場合でも、他の機関が履行監視を担うものがある。例えば、シエラレオネにおける ECOMOG、DRC における MONUC の活動、ユーゴスラヴィア I における SAMs、WEU、NATO の活動、ユーゴスラヴィア II における UNPREDEP の活動がある。ユーゴスラヴィア I に関しては、西欧諸国の関心の高さから、措置の実施に必要な能力と資力を備えた諸国際機関の協力がアド・ホックに得られた事例である。他の事例ではこのような関心の高さが期待出来ない一方で、地域的機関や周辺各国とのネットワーク構築の手法について、アフリカの事例と比較検討することが必要である。

117) *Ibid.*, pp. 651-652.

国連による武器禁輸措置の実施について：冷戦終結後の非国際的武力紛争の事例を中心に

4.3. 今後の課題

最後に、本稿では、対象を非国際的武力紛争に対する武器禁輸措置に限定して各事例を概観してきたが、それぞれの事例の具体的な文脈は捨象されており、個々の事例の経緯や、他にどのような措置が実施されているのか、どのようなパッケージのなかで武器禁輸措置が実施されているのかという点について、さらなる研究が必要である。加えて、アフガニスタンやイラン、北朝鮮の事例のようなテロリズム対策や核不拡散対策で行なわれた武器禁輸措置での実施メカニズムとの比較は本稿で触れられていない点であり、今後の課題としたい。

	期間	対象	制裁委員会の設置	専門家パネルの設置
ユーゴスラヴィア I	1991-1996	中立的	○	-
ユーゴスラヴィア II	1998-2001	中立的	○	-
リベリア I	1992-2001	中立的	-	-
リベリア II	2001-2003	中立的	○	○
リベリア III	2003-	中立的→ 非中立的	○	○
ソマリア	1992-	中立的	○	○ (10年後)
アンゴラ	1993-2002	非中立的	○	○ (6年後)
ルワンダ	1994-1995	中立的→ 非中立的	○	○
シエラレオネ	1997-2010	中立的→ 非中立的	○	○ (3年後。2001-2010年 まで不在)
DRC	2003-	中立的→ 非中立的	○	○
スーダン	2004-	中立的→ 非中立的	○	○

<冷戦後実施された国連の非国際的武力紛争への武器禁輸措置>